

第23期第22回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成31年3月5日(火曜日) 13:30～15:30

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	岩崎紀生	第13番	曾我部英敏
第5番	小野義尚	第14番	合田有良
第6番	寺尾俊行	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	矢野重明	第19番	山口三七夫
第10番	藤田幸隆		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第9番	田坂健次
第2番	岡田充	第10番	眞鍋哲哉
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第5番	高橋繁	第13番	飯尾象司
第6番	井下八郎	第14番	西原實一
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一
第8番	宇野賀津美		

(3) 欠席委員 2人

農業委員 第2番 石山敏夫

農業委員 第18番 松本勝美

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局主幹	原道樹
事務局次長	横川俊彦	農地係長	田中賢禪
農政係長	谷口恭子	主事	池田有里
臨時職員	齊藤麻里		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 今年度の活動について



13時30分開会

○藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員（17）人・推進委員（15）人でございます。よって、「過半数に達しており、」この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

●藤田会長

皆さん、こんにちは。

今日は、3月末の気温ということですが朝方は寒かったり、日中は暖かかったりと気温差がありますが、体調管理に十分気を付けていただいて色々な事に活動していただきたいと思えます。

それでは、ただいまから第22回新居浜市農業委員会 総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第6号までとなっております。

農政関係は、「今年度の活動について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において

藤田 健太郎委員と矢野 重明委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号から

第6号は意見事項となっております。加えまして参考事項1件ございます。

それでは、議案第1号の審議に入りたいと思いますが、今回私及び会長代理が関係しておりますため、分けて審議したいと思います。

まず、7番から36番について審議したいと思いますが、曾我部 英敏会長代理が関係しておりますため、審議には参加できませんので、退室を求めます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

●藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田70筆、畑14筆 合計面積67,198.68平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

7番の(1-1)さんから7ページ36番の(1-30)さんまでの30件でございます。

内訳といたしましては、期間、2年間で4件、3年間で21件、3年1カ月間で1件、5年間で4件。利用権の種類は、使用貸借29件、賃貸借1件。再設定25件、新規設定5件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ご審議の程よろしくお願い致します。

●藤田会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に係る補足説明につきましては、地元委員であります渡邊 勝俊委員からご報告をいただきます。

渡邊委員お願いします。

○渡邊委員

33番から36番までの借受人の(1-30)さんであります(1-30)さんは本業は大工で仕事の合間に地元水利組合の水番をしたり、JAの共同機械オペレーターをやっております。オペレーターをしておりますと耕作を頼まれることが多く、今回4筆、3反5畝余り耕作を引き受けることになりました。3反農家が一軒増えたということになります。以上です。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、7番から36番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

はい、合田委員さん。

●合田委員

33番から36番のご説明があったのですが、かなり無理をされるのではないかと心配するんですけど。3反等の為にしたのではないですか。

●渡邊委員

2、3年前から作業受委託は既に頼まれてやっており、今回2件増えたということです。

●藤田会長

(1-30)さんは何歳ぐらいの方ですか。

●渡邊委員

58歳です。

●藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号7番から36番について」を原案のとおり決定させていただき

●藤田会長

次に、議案第1号37番から56番について、審議に入りたいと思いますが、私と近藤 美喜男委員、合田 有良委員、渡邊 勝俊委員が関係しておりますので、審議には参加できませんので、退室し議長を曾我部会長代理に交代いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

●曾我部会長代理

休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局から議案の説明をお願いします。

○池田主事

8ページをご覧ください。37番の(1-31)さんから11ページ56番の(1-50)さんまでの20件でございます。

内訳といたしましては、期間1年間で1件、3年間で12件、5年間で7件。使用貸借18件、賃貸借2件。すべて再設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ご審議の程よろしくお願い致します。

●曾我部会長代理

ありがとうございました。

以上、37番から56番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●曾我部会長代理

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●曾我部会長代理

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

●曾我部会長代理

それでは、第1号議案の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩し議長を交代いたします。

●藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

12ページをお開きください。

議案第2号「農地法第3条第1項目的の競(公)売に係る買受適格証明について」を議題に供します。事務局か

ら議案の説明をお願いします。

○原事務局主幹

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項目的の公売に係る買受適格証明で、第1番の1件でございます。

13ページをご覧ください。

第1番は、船木字下長野、畑、4筆、合計面積2,764平方メートル、申請人は、市内在住の(2-1)さんです。

申請地につきましては、平成31年3月6日から売却開始される公売物件であり、この公売に参加するために、買受適格証明願が提出されたものであります。

要件につきましては、農地法第3条申請の許可要件と同様で、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えております。

なお、申請人が落札した際には後日、農地法第3条申請が提出される予定となっております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

●藤田会長

ありがとうございました。

それでは、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

はい、合田委員さん。

●合田委員

どういう内容なのかももう少し説明していただけないでしょうか。

○原事務局主幹

この、船木の畑4筆につきましては高松の国税局が差し押さえをしまして国税局の方から「競売にかけます」という報告が出ております。それを入札するのに、3条の適格証明がないと入札に参加できないので、今回の申請に上がってきました。

●藤田会長

この土地は2,764平方メートルですからこれだけだと条件面積になりませんので、本人が1,029.38平方メートルを耕作しているという事と競売を落札した時に3,

000平方メートル超えるということで適格者であるということを農業委員会が証明するという事です。

●合田委員

分かりました。

●藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号、「農地法第3条第1項目的の競(公)売に係る買受適格証明について」を原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

14ページをお開きください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原事務局主幹

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第6番の1件でございます。

15ページをご覧ください。

第6番は、大生院字岸影、畑、2筆、合計面積538平方メートル、譲受人は市内在住の(3-1)さんです。

譲受人は現在、2.5反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

●藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、地元委員であります、久枝 啓一委員から報告をいただきます。

久枝委員お願いします。

○久枝委員

報告させていただきます。現在、(3-1)さんは2反5畝ありましてお米を主に少し野菜を作っている状況です。譲渡人の(3-2)さんは西条市の方で以前は手広く耕作されていたのですが、高齢のため縮小しております。この土地が(3-1)さんの実家の直ぐ裏の土地で話がまとまったみたいですね。(3-1)さんのお父様も熱心に野菜、米作りをやっておりますので、今後も続けて野菜作りをされると思います。審議の程よろしく願いいたします。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第3号6番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

16ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第4号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件です。

17ページをご覧ください。

2番、多喜浜二丁目、田1筆、申請人は、(4-1)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地

である第2種農地と判断されます。

以上、2番の事案の一般基準につきましては、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

●藤田会長

ありがとうございました。以上、2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします

●藤田会長

18ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、21件です。

19ページをご覧ください。

42番、庄内町六丁目、畑2筆、譲受人は、(5-1)さん。

内容は、店舗398.00平方メートル、一体利用地として、宅地321.77平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

43番、大永山字出口、畑1筆、譲受人は、(5-2)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地

である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

44番、多喜浜一丁目、畑2筆、譲受人は、(5-3)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

20ページをお開きください。

45番、萩生 字治良丸、畑3筆、譲受人は、(5-4)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

46番、長岩町、田3筆、譲受人は、(5-5)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

なお、関連議案として議案6号1番があります。

47番、阿島四丁目、畑1筆、譲受人は、(5-6)さん。

内容は、露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

21ページをご覧ください。

48番、郷三丁目、田1筆、譲受人は、(5-7)さん。

内容は、自己住宅 115.63平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

49番、寿町、田1筆、譲受人は、(5-8)さん。

内容は、自己住宅 76.18平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

50番、寿町、田1筆、譲受人は、(5-9)さん。

内容は、自己住宅 96.05平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

22ページをお開きください。

5 1 番、東田一丁目、田 2 筆、譲受人は、(5-10) さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第 2 種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

5 2 番、松木町、畑 3 筆、譲受人は、(5-11) さん。

内容は、倉庫 (1 棟) 96.00 平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第 3 種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

5 3 番、高木町、田 1 筆、譲受人は、(5-12) さん。

内容は、宅地分譲 (1 区画)、農地区分は、用途地域であるため第 3 種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

23 ページをご覧ください。

5 4 番、高木町、田 3 筆、譲受人は、(5-13) さん。

内容は、事務所及び倉庫及び露天駐車場・資材置場 80.01 平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第 3 種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

5 5 番、高木町、畑 1 筆、譲受人は、(5-14) さん。

内容は、宅地分譲 (3 区画)、一体利用地として、宅地 643.20 平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第 3 種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

5 6 番、河内町、田 1 筆、譲受人は、(5-15) さん外 1 名。

内容は、自己住宅 153.12 平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第 3 種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

24 ページをお開きください。

5 7 番、坂井町一丁目、畑 1 筆、譲受人は、(5-16) さん。

内容は、自己住宅 97.29 平方メートル、農地区

分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

58番、松原町、畑1筆、譲受人は、(5-17)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

59番、萩生 字河ノ北、畑2筆、譲受人は、(5-18)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

25ページをご覧ください。

60番、多喜浜一丁目、田2筆、譲受人は、(5-19)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

61番、多喜浜二丁目、田1筆、譲受人は、(5-20)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

62番、多喜浜二丁目、田1筆、譲受人は、(5-21)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上、42番から62番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく申し上げます。

●藤田会長

ありがとうございました。以上、42番から62番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

はい、渡邊委員さん。

- 渡邊委員 48番、譲受人の（5－7）さんの国籍は日本なのか。
- 田中係長 ニュージーランドですが永住権をお持ちです。
- 渡邊委員 そういう場合は取得できるんですか。
- 田中係長 はい、できます。補足しておきます。妻と妻の父所有の土地に建てられるという事です。
- 藤田会長 他に御意見、御質問はございませんか。
ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 藤田会長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。
- 藤田会長 26ページをお開きください。
議案第6号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。
- 田中係長 議案第6号は、農地転用事業計画変更申請の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件です。
27ページをご覧ください。
1番、長岩町、田3筆、譲受人は、（6－1）さん。
変更内容は、承継による変更です。
その理由については、議案書のとおりでございます。
なお、関連議案として議案第5号46番があります。
以上です。
- 藤田会長 ありがとうございます。以上、1番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。
（「なし」の声あり）
- 藤田会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 藤田会長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地転用

事業計画変更について」を許可相当として県知事に意見を
送付いたします。

●藤田会長

28ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解
約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了
いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時20分から総会を再開いたします。

●藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内し
ておりましたとおり、今年度の活動についてを議題といた
します。委員の皆様には、昨年7月より、委員としての活
動として、農地パトロール、農地基本台帳調査等、ご協力
ありがとうございました。本日は、今年度行った活動につ
いて、感想や改善点等、ご意見をいただきたいと思ってお
ります。それでは、まず、事務局より結果等の説明をいた
させます。

○谷口係長

農地における利用の意向についての調査について報告し
ます。昨年、7月から9月にかけて行いました農地パトロ
ールの結果、新規に耕作放棄地と判断された所有者、耕作
者の方、昨年意向調査を郵送したが返事がなく、今年も耕
作放棄地と判断された所有者、耕作者の方に、昨年11月
に郵便にて意向調査を送付いたしました。今回、耕作放棄
地124件に郵送し、2月末現在69件、96筆 回答が
ありました。

- 1 農地中間管理事業を利用します。 5筆
- 2 農地利用円滑化団体（新居浜市農業再生協議会）が
行う農地所有者代理事業を利用します。 2筆
- 3 自ら所有権の移転等の権利の設定もしくは移転を行
います。 8筆
- 4 自ら耕作、売りたい。 60筆

5 その他が、19筆

耕作者の方では、所有者に返したいが2筆

事務局としましては、今回の意向調査の内容において、1、2選択された方については、制度の担当課である農林水産課に情報提供します。

農地の再生作業や農道が狭い、鳥獣被害等の問題も多く、なかなか利用に結びついていないのが現状でございます。

担当地区の農地における利用の意向についてのコピーを情報として提供いたしますので、今後の相談等にご活用ください。

また、7月から9月にかけて農地パトロールを例年どおりの方法で実施の予定としておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、本日お配りしております、農政関係資料をご覧ください。3ページから5ページには、担い手の情報として、農地基本台帳調査で借りたい希望の人の名簿、新居浜市の認定農業者、認定新規就農者、青年農業者協議会の名簿になりますので、情報提供します。

また、9ページから12ページには、いままで調査して、農地を貸したいと意向のあったリストになります。

13ページは、農地の利用意向調査に農地を貸したい希望の一覧表になります。15ページから23ページは、農地基本台帳調査で貸したい希望の一覧表になります。詳しい情報等は、農業委員会事務局でお問い合わせください。

次に、27ページから29ページは、農地の利用意向調査を郵送しましたが、返事のない人のリストになりますので、委員の中で情報をお持ちの方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。以上です。

○横川事務局次長

私の方からは、農地基本台帳調査についてのご報告をいたします。今年度の農地基本台帳調査の調査対象件数

が2、581件ございました。その内、委員の皆様よりご回答をいただきました件数が2、476件、事務局より別子山地区、大島地区及び郵送対応をさせていただきました件数が105件、105件中82件の回答がございました。また、委員の皆様のご訪問等でご不在の理由にて回答がなかった55件につきましては事務局より郵便で対応させていただいております。結果、回答のありました2、526件中意向の農業を辞めたいが451件、それ以外の方が1、234件、未回答の方が841件となっており記入が有りました方の約4割程度の方が農業を辞めたいと回答されております。調査項目6の農地を貸したい売りたい方のうち、貸したい希望があり掲載の同意を頂いた方については、農政関係資料14ページから23ページの様子、本年度調査の結果を3月1日に農業委員会のホームページに掲載させていただきました。記載がある方のうち同意の有無を書いていない方が多く、ホームページに掲載できない方が多くいらっしゃいましたので、問い合わせ等ありましたらご説明をお願いします。

農政関係資料3ページに記載しております、調査項目5の農地を借りたい・買いたいとご希望のある方のうち、借りたいとの要望がある方について、ホームページと同様の資料をお送りいたしました。今後問い合わせ等がありましたら、委員さんにご相談させていただく場合もあろうかと思われまますので、ご報告いたします。

また先ほどの結果でもお話させていただきましたが、調査項目1の農業意向について空白の方が多く見受けられます。農業に取り組む意向につきましては、遊休農地の発生等にも関係があろうかと思われまますので、聞き取りの際には書き込んでいただけるよう、ご依頼をお願いします。

委員の皆様には年末年始のお忙しい中調査にご協力いた

だきましてありがとうございます。以上です。

●藤田会長

ただいま事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

●藤田会長

どうぞ、近藤委員さん。

○近藤委員

意向調査の中で選ばなくてはいけない事になっているのですが、今後専業でやりたいとか、兼業でやりたいとか、一番下が兼業でやりたいという項目しかないんですけど、現実問題は現状でなんとか維持したいとか、仕方なくやっているという方の方が多いですよ。そういう方が意向に印を付けるのが兼業でやりたいしか選べないというのが今の調査の中身なので、あそこを改善していただきたい。

○横川事務局次長

基本台帳調査の1番、意向のところについての質問だと思いますが、去年もお答えしたんですが、この項目自体は農業委員会を統括しております、全国農業会議の方で様式を作っております農地台帳の報告が法定台帳ということもありますのでなかなか意向を変更するのは難しいかと思っております。ただ、そういうご意見も納得できますので今後その部分が作れるかどうか改良等で対応できるようであれば全国農業委員会と話をいたしまして改正をさせていただけたらと思います。以上です。

○近藤委員

できましたら下にコメント欄でも追加して、それらが選択できるようにしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

●藤田会長

他にございませんか。はい、小野（春）委員さん。

○小野（春）委員

今回の調査について皆様、件数は違いますがご苦労されて調査を終えられていたのですが、今の意向調査の内容を、同じ事を毎年しても対応できていない気がしますよね。そういった中で貸したい、借りたいというのは中間管理機構という文言もないし、それを上手く説明できるかというハードルもあると思いますが、今回の調査についての意見、希望を全員に聞いてほしいです。以上

です。

●藤田会長

今、小野（春）委員さんから仰られたように皆様も調査の中で色々な思いがあるだろうと、調査自体も改善をしていかないと、山下委員さんから順番に一言お願いします。

○山下委員

1件聞きたいのですが、認定農業者の方で21番で複合と書いているのはどういう意味ですか。

●藤田会長

ハウスでいろいろしたり、路地野菜をしたり、施設園芸をしたりをミックスしたものを複合となるんじゃないのかと思います。

○岩崎委員

調査に行つて項目別に説明をしてお願いをしているつもりなのですが、昨年もやっているから昨年通りにして下さいという所が多く、遊休農地で分かっている所はいろいろお尋ねできるんですけど、中々きちんとするのは難しいし、もう少し期間を長くしてほしいです。以上です。

○小野（義）委員

私の調査する所は結構山間、谷間の所で鳥獣被害とか面積が狭い条件の悪い所が結構多いのでその辺が遊休農地になっている状況です。所有者が負担になって手放したいと、草刈りとかもできないし何とかできないでしょうかと言われても受ける所がないんです。そういった所を何とかできればいいんですけど、中々難しいのが現状です。

○寺尾委員

私は山映えばかりの土地です。勾配地だらけ、原因と言えば農道がないと、作りたくても入れないという案がだいぶありました。その意向調査の中でも千差万別で、この項目に該当するという方はわずかでした。専業をやっている方は数件、後は全部兼業、子供と一緒にやっている後は辞めたいか、貸したいか2つに1つ。農業離れが顕著に表れてきております。以上です。

○横井委員

多喜浜の一番広い所を回ったのですが、とにかく親がいないと何1つ分かっていないのがほとんどでした。一応、

例年通り言ってくれて回った感じです。

○藤田（健）委員 船木です。意向調査が一番のメインだと思っています。もう1つは、意向調査があるから本人に会って意向を聞いて判を押してもらおう。結果から言うと、あの項目は本当に難しいですね。結局どうもならないから兼業という所に印をしたのがほとんどです。今の意向調査の用紙は分かりづらいので用紙を変えてほしい。

○矢野委員 私も船木なんですけど、調査をして一番感じる事は若い人は百姓というのが頭にない人がほとんどで、おじいちゃん、おばあちゃんと言った方がいいような人が畑があったら作物は作らなくても草を生やしてはいけないという意識がある人がほとんどなんですけど、若い人は自分の家に農地がどれだけ、何処にあるのか分かってない人が多いですよ。隣近所とのコミュニケーションも薄れてきているので、隣近所のコミュニケーションも大事にしてほしいと思います。意向調査の意向というのは私が聞いてほとんど印をしておりません。どういう事かという現状で行きたいと、現状とは何ですかという現状ですと、というような事なので辞めたいとかもっと増やしたいとかはそれなりにチェックをさせてもらっていますがそうでない所は入れておりません。

○藤田（隆）委員 泉川の藤田です。調べに対して、親は分かっても息子に出てきてもらっても何1つ分からない。本人はどうしているのかと聞いたら、父親が貸して作ってもらっているから我々は全く分からないと、市役所にこういう制度があるからそれなりに手続きをしたらと言っても、それも面倒くさいと言う人が中におりました。どうしようもないと思ったんですけど。担当地区で耕作放棄地でどうしようもないところは軒かしかないので自分で半分でも稲作でも作ってくれている方はそれなりに管理をしてくれているんですけど、身内でも分からない方が多くて困ったと思いました。

○小野（春）委員 希望として調査に行く側の立場として、最近ご夫婦で勤

務されていて中々お会いできないのが多くありました。チャイムを鳴らしても出てこない、訪問の時は私は携帯を持参しているのですが対象の方の電話番号が記載されていない。個人情報もありますが、意向調査という意味では支障がない限りは連絡先を記載してほしい。それと、作るに作れないという時代の流れがございまして、そこで中間管理機構などが主に出てくる時代になったので質問様式ですかね、貸したい、借りたいとかいう所の様式変更を検討できればお願いしたいです。

○曾我部委員

今まで出ていた通り、今、新居浜の農業は大変な事になっているというのはご存知だと思います。我々、農業委員が意向調査を回る、それで話を聞くというのは我々が回らなくては農協辺りもアンケートで回ったりはしていますが、全農家を回っているのは我々農業委員だけでこれは非常に大事な事だと思います。話を聞いてあげるだけでも、皆が大変な農業だと感じている所です。先程から言っている意向調査の件ですけど、農業会議からきているからと去年もそれだったんですね。それはそれで、こちらの意見をはっきり伝えているのか、1枚ものでいいので新居浜の農業に合うようなものを作ったらと思います。

○合田委員

貸したいという希望の人が我々の所を見てもっと多いんじゃないかと思うんですけど。例えば、貸したいのだけでもイノシシなどが来て借りてくれる人がいない、借りてくれる人がいないから現状維持でしといてね、という意向があります。そういう人は意向なしに○を入れてます。実態はこの数字よりも多いと感じました。

○池田委員

1件だけ事例として報告しておきたいのが、この方は自己の保有農地が4反程あるのですが、その内3反は貸している、自分で1反程だけ野菜を作っている方なのですが、調査書の耕作面積の所が貸してあるから1反分しか表示されていないんですね。その方、これはどこから出てきた数字ですかという事だったので経緯を話して1反分しか表

示されていないですと、その方はこれは農地基本台帳じゃないんですかと、少なくとも私は4反の農地を持っていると、その数字がここに出てこない以上は農地台帳としては考えられないとの事で判を押さずに返されたんですよね。調査っていうのは本人が書きやすいようなフォーマットを作ってあげるとというのが1番大事だと思います。現況に近いデータが集まるんじゃないかと思いました。

○伊藤委員

調査にあたって農地の面積がこんなにも有るの、と言われる方がいてよく聞いていると谷間にあつて山林化している所が以前は田んぼだったと、私も近くの土地なので本当に山林化しているので、だけど田という形で登録されているから調査対象になっているのかと思う所もありました。本人が田から山林とか手続きをしないとしないのですかね。

○渡邊委員

調査していて、売りたい田んぼ、貸したい田んぼが幾つかあったとしても地番を全て把握している方はいない。地番を調べるにも時間がかかり面倒くさいので意向なしで○を付ける方も結構いますのでその辺は調査にならないと感じております。

○山口委員

私は意向調査には行っておりませんので細かい話などはございません。近隣の農家の方が言われるのは、色々な方が集まって行政的にも農業委員会を含めて農林水産課、農地整備課とかそういう関係者が集まった各支所別に年に1回くらい先月のような会を設けたいというような声があります。

○久枝委員

私は大生院ですが、以前から言っているように合計で何平米とか合計面積でしか表示されてない。現在、百姓されている所に行っても中身がどうなっているのか、合計なんか分からない、1筆ごといるんじゃないんですかとよく言われているのですが、時間がかかるのは分かるんですけど1年、2年でもかけてそっちの方向にもっていかないと、合計面積だけではあいまいな数字でしかないような気がし

ます。そこを、改善していく必要があるという事と、先程山林の話が出ましたけども、特に大生院なんかは南の方も北の方も山林になってほとんど耕作放棄地が出てきているんですけど、少し農業委員会の方から指導して何年間か猶予期間というのか20年とか30年とか放っておいたら山林にできるとか、直ぐにできる方法があるんでしたら教えてほしい。農業委員会の方から指導して少し方向転換をしていったら山間の耕作放棄地を山林に戻してあげることによって耕作放棄地が減ってくるんじゃないかと思います。以上です。

○西原委員

治良丸の西原です。昨年1年間調査をしたのですが、調査をした結果をコピーして持ちたいと言った事があってどうしてコピーが必要かという、次の方に引き継ぎの際に家の状態を伝える、個人情報になるとは思いますが次の方に報告するのも大事だと思いましたが回答は出なかったです。それと、もう1つは農業委員会と改良区との関係がよく分からないんです。よそからお米を作る、野菜を作ると来たとしても、改良区が管理している水利権、水利は改良区の権限がなかったらいけないと思うのですが治良丸はですよ。農業委員会も改良区との関係をもっと密にして、もう少しそこら辺の所を改善していただけたら農業する以上、改良区の指導の元でやらなくてはいけないので、そこら辺りの関係を教えていただけたらと思います。

○飯尾委員

一昨年、去年回って気付いた事は、萩生の担当は萩生西と馬淵ですね、北山がずっと続いております。行く度に田んぼだったのが草が生えてしまって話を聞くと、あの近辺はイノシシがもの凄く出るらしく稲だろうが野菜だろうが作っても全然話にならないと、おそらく何年もしたら雑木林になると思うんですよね。一時期、特にイノシシの退治なんですけど網を張ったりしないとと言われていたのですが、あまり網も張ってないしお金の問題もあるとは思いますが、何か1つ苦情を簡単にできるようなものがあれ

ば、また復旧する可能性もあるのではないかと思うのですが。農機具も揃えてあるけれどもイノシシが出るから辞めましたという話だけなので、農業委員会とか市の担当課と相談していただいて少しでも返上ができるのであればお願いしていただきたいと思います。

○守谷委員

土地の方で調べたのですが、昔から立川等から下りて来た人がいるのですが、自分の土地が何処にあるのか分からない人が多いですね。上原は山から下りてきて家を建てた人が多いのでこういう方が多いです。

○寶田委員

角野の寶田です。正直言いまして調査を2年経験したのですが、住宅地図と組引きだけで回ったのですが非常に時間がかかりました。先輩は大変な事をされていたのだとつくづく感謝しております。先程も言われましたが私の受け持ち地区でも立川から下りてきている方もいらっしゃいまして、畑はどうしているのですかと聞くと、サルやイノシシで駄目になってしまって今は山林化になっていますという回答が多かったです。今年も年末から頑張っけて回らせていただきます。よろしくお願ひします。

○眞鍋委員

角野の眞鍋です。今回、2回目回りまして感じた事は項目に当てはまらない状況がありました。お宅の畑はどうなっていますかと聞いた所、別子山から下りてきて今まで1回も畑に言った事がないと、現状のままですという事はどうなっているのか分かりませんという回答がありました。他にも高齢者になって作れずにそのままだと、息子がいるので息子に作れと言っても「お米は買った方が安いからそのままにしとかんかい」と言われると、現状のままです、という回答が出てきました。どうしようもないので現状のままと付けました。

○田坂委員

泉川の山手の東田、光明寺を担当しています。実際に住んでいるけど土地は大島にあると、こういう方の調査をするのは難しいですね。土地は船木にあるなど4、5件あったと思うのですが、パトロールで土地を確認する事が

できないので、もう少し調査の仕方を検討していただきたいと思いました。後は皆様が仰ったように、光明寺もイノシシの被害が多く強く言えない。百姓しても赤字なんですよ。皆さん兼業ですから、赤字になるから専業ではないですよ。これが新居浜市内の現状だと思います。それと、私もアンケートをする立場なのですがアンケートが難しい、分かりづらいです。曾我部さんが提案されたようにあれとは別に新居浜市独自のアンケート、その中に従来のアンケートの項目を入れたら問題ないと思うんですよ。今後ともご検討をよろしくお願いします。

○宇野委員

船木の調査をしました。現状でいいという方が多い。1件だけ3反と台帳には載っていたのですが、本人が仰るには1反しかないという事で調べていただくようにしています。調査表の記入する欄があるんですけど、私も言われたのが何処に○を付けたらいいのか分からないというのが多かったです。

○高橋（眞）委員

去年回って感じた事や皆様の意見を聞いておりましたらこの調査をして何になるのかという人も居ました。イノシシ、サルこの対策ができないと作りたくても作れないという声も有りましたので重点項目に入れていただきたいと思っています。

○井下委員

僕の意見は出尽くしていますのであまり意見はないのです。

○高橋（繁）委員

大体意見は出たのですが、売りたい、貸したい、年金をもらいながら細々とやっている、やれる間はやろわい、くらの意見しかないのですが、今まで聞いていたら鳥獣被害とか山林に返ってしまっているという話なんですけど、その辺りきっちり、できる所はできる、できない所はできないと線引きをして、できる所は何とか協力をして、ここに名前があります認定農業者さんとか青年農業者さんがおそらく新居浜市の農業の最後の担い手、10年、15年ぐらいにはなると思いますのでその辺り農業をやってくれる

人を行政の方で何とか保護してあげて農地を守っていったらいいんじゃないかと思います。

○村上委員

私の調査範囲は山間部で高齢者も多いです。調査に行くと貸したいけど、この場所では作ってくれないだろう、売りたいけど売れないだろうと、現状でいきます、そういう所が大半でした。また、高齢者の方で遊休農地、シルバーを雇って草刈りをしてくれる所はいいのですが、耕作放棄地になって山に返ってきている所がだいぶできております。それと、もう1つ言われたのですが台帳調べを回っているのは新居浜だけではないかと、西条は封書で送っていると聞いたのですがどうなんですか。

○岡部委員

毎年、聞いてない事を聞いてみようかという気持ちで訪問するんですけど、何年も行っておりますと聞かなくても頭に入ってしまったますからね。大島に農地を持っている方についてもほとんど農地の所在地の確認ができておりません。垣生についても垣生山がありますけど、垣生山については自給野菜も難しい、現状で田については水利の条件の良い所は問題ないのですが、水利から遠い地力がないそれについては当家が諦めている。調査に回らなくてもほとんど分かっているのが現状です。本当に調査については難しい。田については案外はっきりしています。良い田を持っている人は誰かに作ってもらいたいなど意欲があるから荒れないように手入れはしていますが、問題が調査以前に営農意欲が徐々に失せているのではないかと思います。新居浜で兼業の中でもほとんど名だけの兼業で実際は販売金額まで言える兼業農家がほとんどいないんじゃないかと思えます。本当の調査をしたいのであれば聞き取りではなく本人の答えが出やすい調査方法を考えるべきだと思う。

○岡田委員

先程から大島の件が出ましたけど、私の受け持ちの地区で大島に土地があるという方が2人いました。台帳の調査の違う以上の農地を持っているを対象で行っているんですけど当家に行ってみると農業には全然縁がない人ばかり

で、そういや大島に土地があるけど何処にあるのか、どうなっているのか知らないと、2件共にそうでした。調査書の記入方法が分からない、困った所がありました。

○神野委員

一番最後になりました。皆様が言っていたので今回は意見はありません。

●藤田会長

今までこうやって全員に意見をというのがなかったのですが、調査を回られて色んな意見があるという。1つの例として、私もそうなんですけど回った時に話の中でメモを取る、いちいち調査書に当てはめていくと中々該当しませんので、それと、その家の耕作面積と保有面積が全く同じ人と、中には利用権の設定をしたりすると減ります、借りると増えます、非常にばらつきがある。夏に我々は農地パトロールを行うんですけど、平坦の所だけであって上の段の所は調査しておりません。出てくる数字は違ってくる。新居浜市で農業振興計画を立てていくのに農地の面積は資産税課の台帳面積しか出てこない。畑で地目がそうであったら現況がどうであれ農地は農地のままです。調査に行かれても分からない、耕作している田なら分かるけど畑になると分からないというのが現実です。個人の専有物ですから数字をあまり表に出せない、分からないという方は所有者の方が農業委員会に行ったり、土地改良区に行ったりして自分の面積を知っていただく。資産税課に行くと一覧で出ますからそれで調査をしてもらおう。現地の確認は中々出来ないと思いますけど。地目の変更についても西条の法務局に行って届け出をしないと地目変更はできないと言われている。有害鳥獣の問題については担当課からも言われているのですが、行政の力だけでは難しいので集落全体で取り組んでいただきたい。非常に難しい苦しい中ではございますが、皆様方が地域のリーダーでございますので農地を守り、農業者を守る為に色々ご尽力をいただきたいと思います。今、仰った事は事務局でもメモっているのでこちらの方で検討して後日お知らせいたしますのでよろしくお願

いします。

他にございませんか。

○矢野委員

新しく意向調査で用紙が増えてきた、何で増えたんですかという相続が増えてきた。百姓をする、しないの意向とは関係なく自分の取り分だから相続したという方がおります。百姓するのか聞くとしないと、こういうのが増えていると思います。民法か何かよく分かりませんが、権利だから平等に相続できるというのは現代に合わない気がします。目的のない相続のやり方は辞めてほしいと思います。相続する時に兄弟が何人かいたら百姓をする人には土地を、その他の人には他の財産がいくなど何かのきっかけを作らなければ、新居浜市も3反以上の農地を所有している人も少なくなるというのが極論ですけどね。

●藤田会長

新居浜市の下限面積を下げなければいけないとなってはいくと思います。こういった機会ですべての方からのご意見を出していただいて、より良い農業委員会活動に取り組んでいきたいと思っています。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ありがとうございました。

ここで事務局より連絡事項がございます。事務局どうぞ。

○谷口係長

それでは、第23回新居浜市農業委員会総会について連絡いたします。資料と同封いたしました。3月22日金曜日、15時45分から、リーガロイヤルホテル新居浜 桜の間にて総会、17時15分から、菊の間にて、懇親会を開催いたします。出席人数の把握をするため、本日出欠の連絡を事務局の方へお願いいたします。

次に平成31年度先進地視察研修について説明いたします。資料と同封いたしました。平成31年度農業委員会先進地視察研修につきましては、4月10日水曜日から11日木曜日の1泊2日で実施することになりました。

研修先として、1日目、滋賀県高島市 鵜川棚田保存会に

て「耕作放棄地の活用と地域活性化への取組みについて」
2日目は、京都府京丹波町「道の駅 京丹波 味夢の里」に
て「設立経緯と活動状況について」の研修予定です。

少し早いですが、朝6時50分に市役所玄関前集合でよろ
しくお願いします。宿泊先は、大津市にあるホテルテトラ大
津になります。市役所へ帰ってくる時間が11日（木）の1
8時30分着の予定になっております。出欠等の連絡を資料
と同封しています、平成31年度農業委員先進地視察研修の
提出をお願いいたします。なお、本日中のお返事が難しいか
たは、3月8日（金）までをお願いいたします。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第22回新居浜市農業委員会総会を
閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

○藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

会 長 代 理

委 員

委 員